#### 制度の現状

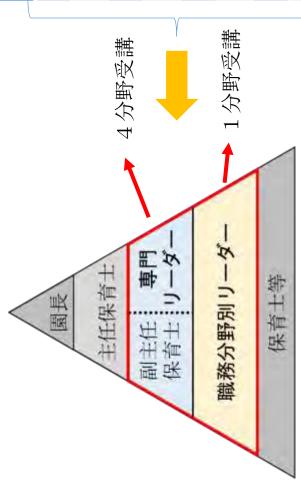


# 保育士等キャリアアップ研修について

アップ研修の実施について」にて示されている、下記の研修の各分野とそのねらい等を基に、自治体において実施しているところ 平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリア

## 処遇改善等加算エとの兼ね合いについて

- **令和4年度より**保育士等キャリアアップ研修の受講が保育士等の処遇改善等加算Ⅱの**要件とされる予定**
- 令和2年度において、加算額の配分方法の更なる改善が図られたが、保育士の処遇改善について、まだ 課題が多い
- また、加算の対象には保育士のほか事務職員や調理員、栄養士等も含まれる 24



※出典:子ども・子育て支援新制度説明会資料

## 保育士等キャリアアップ研修における分野

乳児保育

幼児教育

障害児保育

食育・アレルギー対応

保健衛生,安全対策

保護者支援・子育て支援

マネジメソト

保育実践





理員、栄養士が受講する研修分 既存の研修分野では自らの専門性 野が少なく、既存の研修分野に沿った研修を受講できない 事務職員や調理員、

(単位:人) 【キャリアアップ研修における保育士以外の受講割合(令和元年度)】

29.5% 10.2% 8.4% 3.3% 2.7% 1.3% 0.5% 0.0% a (A / B) 254 176 186 215 240 43 237 207 **計** (a) 75 18 18 保育士以外 A 179 158 197 232 234 206 43 181 保育士 保護者支援・子育て支援 食育・アレルギー対応 保健衛生,安全対策 研修分野 障害児保育 レヤジメント 乳児保育 幼児教育 保育実践

3





### 事務職員等について、実務に即したスキ ルアップや地位の向上が図られない

事務職員等 保育士の処遇の改善に加え、の処遇の改善が図りづらい

